

# 川崎市薬局D O T S 実施要領

## 1 目的

結核のまん延防止と多剤耐性結核の発生予防のために、結核患者に抗結核薬を確実に服用させることを目的した「川崎市D O T S 実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項により結核指定医療機関として指定された薬局（以下「指定薬局」という。）における直接服薬確認療法（以下「薬局D O T S」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 内容

結核患者への地域における確実なD O T S の実施方法の1つとして、指定薬局の協力により薬局D O T S を行う。

## 3 薬局D O T S 対象者

実施要綱第6条の規定により作成した個別支援計画に基づく支援内容において、直接服薬確認及び薬殻確認が必要と定めた者で、あらかじめ定めた指定薬局に自ら通うことができる者、もしくはD O T S を実施する指定薬局（以下「支援薬局」という。）の薬剤師が訪問をすることに同意している者を本要領における対象者（以下「薬局D O T S 対象者」という。）とする。

## 4 支援薬局

保健所支所はあらかじめ薬局D O T S 対象者と面談等を行った上で支援薬局を定める。

## 5 実施方法

### (1) 保健所支所の役割

ア 保健所支所は、薬局D O T S開始前に薬局D O T S対象者、病院（主治医・病棟看護師・薬剤師等）及び支援薬局等とカンファレンスを行いD O T S実施に際し必要な事項を定める。

イ 保健所支所は、主治医に薬局D O T Sの実施について協力を依頼し共通認識を十分に図る。また、服薬状況等の報告を行うと共に、外来治療中における注意事項や連絡方法などを確認する。

ウ 保健所支所は薬局D O T S対象者の支援頻度に係らず、必ず月に1回以上、薬局D O T S対象者の服薬状況を本人に確認する。

### (2) 支援薬局の役割

ア 支援薬局は、あらかじめ保健所支所及び薬局D O T S対象者と定めた方法により服薬確認を行う。

イ 支援薬局は、服薬及び薬殻の確認の結果について、「服薬手帳」及び「服薬チェックリスト」（様式1）に記載する。

ウ 支援薬局は、月毎あるいは治療が終了した際に、「服薬チェックリスト」（様式1）を保健所支所へ提出する。

### (3) 薬局D O T S対象者の役割

ア 薬局D O T S対象者は、支援薬局薬剤師の目前で服薬し、薬殻がある場合は提出する。

イ 薬局D O T S対象者は、病院への外来受診時に「服薬手帳」を主治医に提示する。

(4) 主治医の役割

ア 主治医は「服薬手帳」に、治療内容や菌情報及び治療終了等を記入する。

イ 主治医は、治療の終了時等薬局DOTSの実施に必要な事項について、すみやかに保健所支所へ連絡する。

(5) 服薬確認ができなかった場合

支援薬局は保健所支所へ連絡し、あらかじめ定めた方法により対応するものとする。

6 謝礼

保健所支所は支援薬局に対して、月毎あるいは治療終了の際に、「服薬チェックリスト」により、次の謝礼金を支払うものとする。

(1) 来局によるDOTS 300円／1回

(2) 訪問によるDOTS 1,000円／1回

7 その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、保健所支所及び支援薬局が協議して対応する。

附則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から改正施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から改正施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から改正施行する。